ﾚﾝﾀｶｰ事業新規許可申請用紙

三重運輸支局　輸送担当

申請方法

（R3.1）

【申請書の作成】

①必要事項を記載した申請書

②会社登記簿謄本（個人で申請の場合は住民票）

③貸渡料金表（申請者で作成すること）

④貸渡約款（申請者で作成すること）

【申請書の提出】

①～④をまとめてクリップ止めし、合計２部作成（うち１部はすべてコピー可）　支局窓口に提出してください。

【許可書等の交付】

支局より許可の連絡をしますので、再度窓口までお越し下さい（標準処理期間１ヶ月）。

【登録免許税の納付】

登録免許税９万円を金融機関等で納付して下さい。

【レンタカーの登録】

「ﾚﾝﾀｶｰ事業者であることの証明書」を使用してレンタカーの登録を行って下さい。

問い合わせ先　　　三重運輸支局　輸送担当　TEL：０５９-２３４-８４１１

自家用自動車有償貸渡(レンタカー事業)のご案内

中部運輸局三重運輸支局　輸送担当

自家用自動車を有償で貸し渡す事業（レンタカー事業）を始めるには、国土交通大臣の許可を受けることが必要です。（道路運送法第８０条）　レンタカー事業の許可がなければ、レンタカーの登録はできません。

新たに事業を行うには、許可申請書を作成して三重運輸支局輸送担当へ提出して下さい。提出された申請書は審査が行われ、記載事項等に不備がなければ許可（標準処理期間１ヶ月）となります。許可書の交付を受け、登録免許税を納付後、レンタカーの登録に必要な「ﾚﾝﾀｶｰ事業者であることの証明書」を三重運輸支局輸送担当で受け取り、登録窓口等においてレンタカーの登録を行ってください。

その②

**許可後、登録免許税を納付し、「ﾚﾝﾀｶｰ事業者である証明書」※を受け取る。**

その③

**登録窓口において、レンタカーの登録を行う。**

その①

**三重運輸支局へ許可申請書を提出する**

**三重県内に**

**おいてレンタカーの登録を行う場合**

※三重運輸支局では、ﾚﾝﾀｶｰの「事業用自動車等連絡書（指定書）」の発行は行っておりません。（但し、ﾏｲｸﾛﾊﾞｽを除く。）

**レンタカー事業許可基準等の概要　（平成１８年３月３１日付け三重支局公示第１３号より抜粋）**

①許可基準

・申請者およびその役員が所定の欠格事由に該当していないことが必要です。

・貸渡自動車のすべてを収容する車庫を有していることが必要です。

・貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる自動車保険に加入することが必要です。

②許可申請書に添付する主な書類

・貸渡料金表　　・貸渡約款　　・会社登記簿謄本（個人で申請の場合は住民票）

③許可に付する条件

・貸渡しに付随した運転者の労務供給は禁止しています。

・自家用バス（定員３０名以上、長さ７m以上）、霊柩車の貸渡しはできません。

・貸渡自動車の配置事務所において、貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理の実施が必要です。

・毎年度、定期報告（前年度分の「貸渡実績報告書」「事務所別車種別配置車両数一覧表」）を５月３１日までに運輸支局に提出する必要があります。

④その他

・許可後、登録免許税９万円が課せられます。（許可書とともに納付書を交付します。）

・自家用マイクロバスの貸渡しは所定の要件（２年以上の経営実績を有し、かつ、届出前２年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。）を満たさないと行うことができません。

・レンタカー型カーシェアリングのうち、乗り捨て（ワンウェイ）方式による事業を実施する場合は、別途届出が必要です。

・事務所（使用の本拠）ごと次の車両数を配置する場合、許可後に整備管理者の選任届出が必要になります。また、整備管理者の選任が必要な事業者は、届出に併せ 「整備管理規程」 を制定し、提出または提示する必要があります。

* バス（乗車定員１１人以上の自動車）　・・・・・・・・・・・・・・　１両以上
* トラック等 （車両総重量８ｔ以上、１０人以下）　・・・・・・・　５両以上
* 乗用車・トラック （車両総重量８ｔ未満、１０人以下）・・・　１０両以上

**許可申請書の提出先について**

〒514-8411　津市雲出長常町字六ノ割１１９０－９

三重運輸支局　　輸送担当（レンタカー）あて　　　　TEL：059-234-8411

令和　　年　　月　　日

申請書様式

中部運輸局三重運輸支局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

連絡先　　　　　　（　　　　）

自家用自動車有償貸渡許可申請書

　自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

添付書類

　１．貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類

　２．会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿）

　３．宣誓書（欠格事項）【様式例１】

４．事務所別車種別配置車両数一覧表　【様式例２】

　５．貸渡しの実施計画　【様式例３】

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記１．～５．の他

　６．カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式

 ７．６.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図

　８．７.の保管場所を管理する事務所の所在地

　９．ＩＴ等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法

　10．車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法

　11．会員規約又は契約書

　12．「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成７年６月１３日付け自旅第１３８号）２．（５）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

　13．レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書【様式例４】

　　 (レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)を実施する場合に限る。)

【様式例１】

中部運輸局三重運輸支局長　殿

宣誓書

　①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

　②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。

　③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

　⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを確認致します。

　　　令和　　年　　月　　日

（法人又は個人）

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

（役員）

氏　　　　　名

【様式例２】

○　事務所別車種別配置車両数一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　　　在　　　地 | 配　置　車　両　数（台） |
| 乗 用 | バ ス | トラック | 特 種 | 二 輪 | 合 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※下段は軽自動車を記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

【様式例３】

貸渡しの実施計画

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
	1. 事務所ごとに配置する責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 役　　職 | 氏　　名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 1. 従業員への指導・研修の計画等
		+ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
		+ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。
1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

1. その他貸渡しの適正化を図るための計画
	1. 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
| 対人保険 | 万円　 |  |
| 対物保険 | 万円　（免責額　　　　　　万円） |  |
| 搭乗者保険 | 万円　 |  |

* 1. 整備管理者(整備責任者)の配置計画　等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 氏　　　名 | 資格の有無 |
|  |  | 有　・　無 |
|  |  | 有　・　無 |

【様式例４】

中部運輸局三重運輸支局長　殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確約書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

　・自動車の保管場所の確保等に関する法律第２条第３号に定める「保管場所」として確保するとともに、

・道路運送車両法第７条第１項第５号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は名称

添付書類：貸渡約款、貸渡料金、会社登記簿謄本（法人）、住民票（個人）

申請書は２部（１部はコピーで可）作成して下さい。

記入例

【様式例１】

中部運輸局三重運輸支局長　殿

宣誓書

　①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

　②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。

　③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

　⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

　　　令和○○年○○月○○日

（法人又は個人）

住所　三重県津市○○町○番地

氏名又は名称　○○レンタカー株式会社

代表者名　三重　太郎

（役員）

氏　　　　　　名　　　　三重　太郎

令和○○年○○月○○日

中部運輸局三重運輸支局長　殿

住所　三重県津市○○町○番地

氏名又は名称　○○レンタカー株式会社

代表者名　三重　太郎

連絡先　０５９（×××）○○○○

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住所　　三重県津市○○町○番地

氏名又は名称　　○○レンタカー株式会社

代表者名　　三重　太郎

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 所　　　在　　　地 |
| 津営業所 | 三重県津市○○町○-○番地 |
| 松阪営業所 | 三重県松阪市○○町××丁目○番地 |
|  |  |

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

理由は自由に記載してください。

【様式例３】

貸渡しの実施計画

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
	1. 事務所ごとに配置する責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 役職 | 氏名 |
| 津営業所 | 営業所長 | 三重　花子 |
| 松阪営業所 | 営業所長 | 三重　太郎 |
|  |  |  |

* 1. 従業員への指導・研修の計画等
		+ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
		+ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。
1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

1. その他貸渡しの適正化を図るための計画
	1. 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
| 対人保険 | 無制限　　　　万円 | ○○損害保険㈱ |
| 対物保険 | 無制限　　　　万円（免責額　　５０　万円） | ○○損害保険㈱ |
| 搭乗者保険 | ５００　　　　万円 | ○○損害保険㈱ |

* 1. 整備管理者(整備責任者)の配置計画　等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 氏名 | 資格の有無 |
| 津営業所 | 三重　花子 | 有　・　無 |
| 松阪営業所 | 三重　太郎 | 有　・　無 |

【様式例２】

○事務所別車種別配置車両数一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　在　地 | 配　置　車　両　数 |
| 乗用 | バス | ﾄﾗｯｸ | 特種 | 二輪 | 合計 |
| 津営業所 | 三重県津市○○町○-○番地 | ２０ |  |  |  |  | ２０ |
| １ |  |  |  |  | １ |
| 松阪営業所 | 三重県松阪市○○町××丁目○番地 |  |  | ４ |  |  | ４ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　計 | ２０ |  | ４ |  |  | ２４ |
| １ |  |  |  |  | １ |

※下段は軽自動車を記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

こちらは記載例です。会社ごとに記載内容を変更しても結構です。

こちらは記載例です。会社ごとに記載内容を変更しても結構です。

マイクロバスは新規許可時には申請できません。貸渡しをするためには、他車種で２年以上の貸渡し実績が必要です。

車両数はレンタカーを登録する予定車両数を記載してください。

（レンタカーの登録は許可にならないと登録できません）

補償金額は公示（審査基準）に定められた額以上を記載すること。

事務所（使用の本拠）ごと次の車両数を配置する場合、三重運輸支局整備保安担当に整備管理者の選任届出が必要になります。（道路運送車両法第５０条、同法施行規則第３１条の３）また、届出に併せ 「整備管理規程」 を制定する必要があります。届出が不要の場合でも日常点検等を行う整備責任者を選任してください。

・バス（乗車定員１１人以上の自動車）　　　　　　　 ：　１両以上

・トラック等　　　（車両総重量８ｔ以上、１０人以下）：　５両以上

・乗用車・トラック（車両総重量８ｔ未満、１０人以下）：１０両以上